**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十六年五月九日開催の社員総会の決議及び同年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

札幌市中央区北三条西二六丁目三番三〇号

医療法人社団愛生会

清算人　上田　健一

**解散公告（第三回）**

当公社は、平成二十六年九月二十四日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

北海道松前郡松前町字福山二四八番地

松前町土地開発公社

清算人　若佐　智弘

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十二月三十日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、平成二十六年二月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

山口県下松市桜町一丁目一四番三三号ベル

フラワー相本一階

医療法人のみやま耳鼻咽喉科

清算人　野見山宏壽

**配当公告**

名古屋市中村区名駅南一丁目一番一二号

破産者　三祐株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一九一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、四一一、三六一、八六六円

（内、優先的破産債権額　金六、一〇〇円）

一、配当することのできる金額

金一二四、八五八、九〇八円

（内、優先的破産債権額　金六、一〇〇円）

平成二十六年十一月十二日

名古屋市中区丸の内二丁目一二番二六号丸の内セントラルビル五階

破産管財人　川上　敦子

**配当公告**

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和五一九一番地

破産者　株式会社木下組

右の者に対する津地方裁判所熊野支部平成二十五年（フ）第四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四四七、九〇五、〇四七円

（内優先債権額　金二、二九八、五七〇円）

一、配当をすることのできる金額

金九六、七一二、三七七円

（内優先債権額　金二、二九八、五七〇円）

平成二十六年十一月十二日

三重県津市丸之内養正町四一一　森永三重ビル二階

破産管財人　飯田　聡

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市北区北二八条西一〇丁目三番、最後の住所札幌市中央区南一〇条西一三丁目三番一―八〇一号

被相続人　亡　花田　秀人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル四階　渡辺英一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川北　映輔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県弘前市大字富田町一七七番地、最後の住所青森県弘前市大字安原二丁目八番地四

被相続人　亡　福重　景子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

青森県弘前市大字元長町二五番地

相続財産管理人　弁護士　三上　雅通

平成二十六年十一月十二日

名古屋市中区丸の内二丁目一二番二六号丸の内セントラルビル五階

破産管財人　川上　敦子

**配当公告**

三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和五一九一番地

破産者　株式会社木下組

右の者に対する津地方裁判所熊野支部平成二十五年（フ）第四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四四七、九〇五、〇四七円

（内優先債権額　金二、二九八、五七〇円）

一、配当をすることのできる金額

金九六、七一二、三七七円

（内優先債権額　金二、二九八、五七〇円）

平成二十六年十一月十二日

三重県津市丸之内養正町四一一　森永三重ビル二階

破産管財人　飯田　聡

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市北区北二八条西一〇丁目三番、最後の住所札幌市中央区南一〇条西一三丁目三番一―八〇一号

被相続人　亡　花田　秀人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル四階　渡辺英一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川北　映輔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県弘前市大字富田町一七七番地、最後の住所青森県弘前市大字安原二丁目八番地四

被相続人　亡　福重　景子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

青森県弘前市大字元長町二五番地

相続財産管理人　弁護士　三上　雅通

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県八戸市大字糠塚字大杉平九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　夏堀　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

青森県八戸市根城五丁目一三番一七号　弁護士法人たいよう総合法律経済事務所

相続財産管理人　弁護士　源新　明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第三地割二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙橋　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

事務所岩手県花巻市吹張町三―一五　フジネビル二階　花北ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　朋紀

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県古河市幸町一番、最後の住所茨城県古河市幸町一番五号

被相続人　亡　金久保圭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

栃木県下野市医大前三丁目一〇番地一三

相続財産管理人　司法書士　飯島　陽子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県佐倉市鏑木町六六一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　窪谷　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

事務所千葉県佐倉市王子台一丁目二八番八号ちばぎん臼井ビル五階

相続財産管理人　弁護士　守田　和正

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都豊島区池袋本町一丁目四九三番地、最後の住所千葉県八街市文違三〇一番地白松の郷三一二号

被相続人　亡　前田　倭代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十二日

事務所千葉県佐倉市王子台一丁目二八番八号ちばぎん臼井ビル五階

相続財産管理人　弁護士　守田　和正

**第41期決算公告**

平成26年6月23日　東京都中央区日本橋本町4丁目11番2号

**ファインポリマーズ株式会社**

代表取締役社長　武田　幸一

**貸借対照表の要旨**（平成26年3月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 580 | 流動負債 | 177 |
| 固定資産 | 693 | （うち賞与引当金） | (27) |
| 有形固定資産 | 521 | 固定負債 | 129 |
| 投資その他の資産 | 172 | 退職給付引当金 | 124 |
| 繰延資産 | 46 | 役員退職慰労引当金 | 6 |
| | | 負債合計 | 307 |
| | | 株主資本 | 1,012 |
| | | 資本金 | 240 |
| | | 資本剰余金 | 772 |
| | | 利益剰余金 | 60 |
| | | 利益準備金 | 712 |
| | | その他利益剰余金 | (152) |
| | | （うち当期純利益） | |
| | | 純資産合計 | 1,012 |
| 資産合計 | 1,319 | 負債・純資産合計 | 1,319 |